

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月及び同年5月
② 平成6年5月から同年11月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納得できない。

申立期間①については、自宅に集金人が来て、納付の際に預り書をもって記憶があり、一緒に納付していた元夫の記録は納付済みとされている。また、申立期間②については、A社B支店の集金担当者に依頼し、市役所から送付されてきた納付書の総額をまとめて口座引き落としにより納付した。その際、支店は異なるがA社に勤務していた長女も同席していたので間違いない。国民年金保険料の納付の事実について詳しい調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳から国民年金に加入し、昭和45年1月*日に婚姻した後も任意加入しており、平成2年7月1日に厚生年金保険に加入するまで、申立期間①を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間①については、申立人及びその元夫は共に国民年金の強制加入期間であり、申立人が一緒に納付していたと主張している元夫の国民年金保険料は納付済みであることから、申立人の申立期間①における国民年金保険料も、納付していたと考えるのが自然である。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳に、

納付印及び納付月数の記載が無いにもかかわらず、完納とされている年度が存在するなど、社会保険事務所による不適正な事務処理があったことがうかがえる。

- 2 一方、申立期間②について、社会保険庁が管理するオンライン記録から、当初、申立人及びその元夫の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成6年12月30日であったものの、勤務事業所が適用事業所に該当しなくなった日（同年12月30日）以後の7年9月11日に、同資格喪失日を6年5月31日に訂正する処理をさかのぼって行っていることから、申立期間②は、7年9月11日の時点までは、申立人は、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる上、申立人は、現在に至るまで前述の遡^{そきゅう}及訂正処理を認識しておらず、国民年金被保険者資格取得日の訂正を行っていないことから、申立人は、申立期間②に係る国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の保険料は還付されているとの回答を受けたが納得できない。

昭和 54 年から A 市で国民年金に任意加入し、昭和 57 年度保険料についても、57 年 4 月 3 日に前納した。その後、58 年度の納付書が送付されないことを不審に思っていたが、就職予定だったため、特に問い合わせ等はしなかった。59 年 3 月に B 市に転居し、再加入の процедуруをしたところ、「A 市でいったん資格を喪失しているのので、年金手帳を A 市に送付する。」と言われ、返却された年金手帳を見ると、57 年 4 月 22 日喪失となっていた。

しかし、私自身、全く身に覚えのない資格喪失であり、もちろん還付金を受け取った覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書及び特殊台帳の記載から、申立人は、昭和 57 年 4 月 3 日に申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間について国民年金任意加入対象者であり、申立期間直前の期間については、任意加入被保険者として保険料を納付していることが確認できるとともに、申立期間の前後で申立人の生活状況に特段の変化は無く、申立人が被保険者資格の喪失手続をし、保険料の還付を受ける合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人の所持する年金手帳では、住所変更日は昭和 57 年 4 月 22 日であり、同日付けで被保険者資格を喪失したこととなっているが、特

殊台帳の記載では 56 年 11 月に住所変更がなされており、昭和 57 年度分の納付書が住所変更後の新住所に送付されていることから、57 年 4 月 22 日の住所変更の記載及び同日付けでの資格喪失は不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から60年12月まで
国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。
昭和56年4月ころにA市役所で国民年金の加入手続を行ったように記憶しており、その後は、勤務先に出入りしている信用組合で月掛をしていたので、集金に来る同組合の人に保険料と納付書を毎月預けて納付していた。

第3 委員会の判断の理由

現在確認できる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録によると、昭和63年1月以降に払い出されており、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、市役所から送付された納付書に従い毎月保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況及び社会保険庁の記録から、申立人は、昭和63年1月以降に61年1月から62年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、当該納付がされた時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで

申立期間について、平成13年度の保険料の免除を受けたのに引き続いて、平成14年4月にA市役所で保険料の免除申請を行った。1枚の申請書に記入して窓口に提出した。申請書の控えは受け取っていない。

また、同申請の扱いについては、前年度の所得を確認するために、A市役所からB市役所へ免除申請書を送ったとの説明をA市職員から受けた。

平成15年に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付するまで、未納期間とされていたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金保険料の免除申請を行い、当該免除申請が承認されたことを確認できる関連資料（免除決定通知書等）が無い上、申立人は平成14年4月にA市役所で免除申請書を提出し、その申請書は、同市役所から前年の所得の確認のためにB市役所へ転送されたことを知らされたと主張しているが、同年4月時点では、申立人の住所がB市にあったことが確認できることから、A市役所の担当者が申立人の免除申請書を受理することは考え難い上、B市役所に免除申請書を提出したことをうかがわせる事情は確認できない。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、平成15年10月に、申請免除期間であった13年4月から14年3月までの保険料を追納し、申立期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を免除されていなかったものと考えられる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 6 月 2 日まで
② 昭和 56 年 3 月 21 日から 57 年 4 月 7 日まで

年金記録の照会をしたところ、申立期間①当時に勤務していたA社及び申立期間②当時に勤務していたB社における厚生年金保険の被保険者記録は無いとの回答をもらった。

A社には新聞の求人欄を見て応募し、B社には公共職業安定所の紹介で、それぞれ就職した。

いずれの会社においても正社員として働いており、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録が無いことはあり得ないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、C市内のA社で正社員として勤務していたと主張している。

しかし、社会保険庁が管理する記録において、A社は健康保険厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法務局が管理する法人登記簿においても同社を確認することができない。

また、申立人は、A社の事業主の氏名を記憶しておらず、同僚として記憶している一人についても姓のみであることから、申立期間①当時の同社における厚生年金保険の取扱い及び申立人の同社での勤務実態に関する供述を得ることができない。

さらに、申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の関連資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 56 年 3 月 21 日から D 市内の B 社で勤務していたと主張しているところ、公共職業安定所が管理する申立人の失業給付の「支給台帳」を見ると、申立人の求職申込年月日は、同年 4 月 8 日となっており、その後、待期期間及び給付制限期間後の同年 5 月 15 日から同年 7 月 28 日までの期間、失業手当を受給しており、申立人の住所の異動状況を見ると、申立人は、同年 10 月 20 日に C 市 E 区から D 市に住民票を異動していることがそれぞれ確認できる上、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同年 6 月 26 日から 57 年 4 月 26 日までの期間、同社で同保険の記録が確認できる同僚の「申立人と一緒に同社で仕事をしていた。申立人は私より半年くらい後に同社に入社した。」との供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、少なくとも 56 年 10 月 20 日以降において、同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、B 社の代表取締役は、「申立人は、正社員として採用した者ではなく、働いていたとしても見習いである。申立期間②当時、入社後、すべての従業員に 3 か月程度の見習期間を設けており、その間、厚生年金保険料は控除していない。」と供述している上、申立人が同社で勤務していたと供述している同僚も、「申立人が正社員であったかどうかはわからない。」と供述している。

また、B 社における申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、前述の公共職業安定所が管理する申立人の失業給付の「支給台帳」には、申立人の失業手当受給後の就職年月日欄に、昭和 57 年 4 月 7 日と記載されているところ、同日は、社会保険庁が管理する記録において、申立人が申立期間②の期間後に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる事業所における同保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②及び申立期間②前後の昭和 55 年 4 月 26 日から 58 年 2 月 1 日までの期間に同保険の被保険者資格を取得している被保険者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番も無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が失われたとは考え難い上、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の関連資料も無い。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 37 年 1 月 25 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に対して厚生年金保険加入期間の照会を行ったところ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

A社には、中学を卒業した昭和 33 年 4 月 1 日に集団就職で同期二人と一緒に入社し、37 年 7 月末に退職したと記憶している。

50 年以上前のことで書類等は残っていないが、同僚や同期入社の方々の調査をし、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の「A社には、中学校を卒業後、集団就職により入社し、住み込みで働いていた。」との主張は、申立人が同社の同期入社であったと主張している同僚二人の入社時期に関する供述と一致している上、申立期間①当時の取締役も、申立人及び同期入社の同僚の入社時期について、同様な供述をしていることから、申立人が昭和 33 年 4 月 1 日から同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票において、申立人が「私より半年か1年程度遅れて入社した。」と主張している同僚及び申立人と同期入社であったと供述している同僚二人のうち一人は、共に申立人が同社に入社したと主張している昭和 33 年 4 月 1 日から 1 年 10 か月後の 35 年 2 月 1 日に健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人と同期入社であったという同僚二人のうち、他の一人は、更に後の 37 年 9 月 24 日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が同期入社であったと主張している同僚二人は、「A社で

は、入社後、しばらくしてから健康保険証を受け取った。」と供述し、申立期間①当時の同社取締役も「入社時には、厚生年金保険の手続を行っていなかった。」と供述している上、申立人と同じく、住み込みで働いていたと供述している同僚は、「入社した当初、給与から控除されていたのは食費のみであり、厚生年金保険料や健康保険料は控除されていなかった。」と供述していることから判断すると、同社では、従業員について、入社から一定期間経過後に、健康保険厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は、既に適用事業所に該当しなくなっており、法務局の管理する法人登記簿においても、既に解散していることが確認できることから、申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いに関する関連資料を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①及び申立期間①以前の昭和30年9月1日から35年1月31日までの期間に、健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得している被保険者の中に申立人の氏名は無く、申立人が、申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、申立人は、「A社を退職したのは、昭和37年7月末である。」と主張しているが、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同年4月10日に健康保険厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚二人は、それぞれ、「申立人は、私より前に退職していると思う。」、「申立人は、私より数か月前に退職している。」と供述している上、申立期間②当時の同社取締役も申立人の退職時期について、「当時、同年4月に従業員二人が同時期に退職したが、申立人はその二人が退職する前に退職している。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が健康保険厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているのは、同年1月27日であることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は、既に適用事業所に該当しなくなっており、法務局の管理する法人登記簿においても、既に解散していることが確認できることから、申立期間②当時の申立人の勤務実態に関する関連資料を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②以後の昭和37年1月28日から38年5月1日までの期間に、健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得している被保険者の中に申立人の氏名は無い上、申立人が、申立期間②において同社で

勤務していたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。